政令

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十七号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の六十五（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二の十九第一項中「一万五千円」の下に「（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。次項において同じ。）による場合にあつては、一万三千円）」を加え、同条第二項中「一万二千円」の下に「（電子申請による場合にあつては、一万円）」を加える。

附　則

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十八号

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十二月十二日とする。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

建設業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十九号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）の施行に伴い、及び建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第五条の九の見出し及び同条第一項中「第二十条第三項」を「第二十条第五項」に改め、同条を第六条とし、第五条の八の次に次の一条を加える。

（建設工事の見積期間）

第五条の九　法第二十条第三項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第二号及び第三号の期間は、五日以内に限り短縮することができる。

一　工事一件の予定価格が五百万円に満たない工事については、一日以上

二　工事一件の予定価格が五百万円以上五千万円に満たない工事については、十日以上

三　工事一件の予定価格が五千万円以上の工事については、十五日以上

2　国が入札の方法により競争に付する場合においては、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第七十四条の規定による期間を前項の見積期間とみなす。

第六条の四を第六条の五とし、第六条の三を第六条の四とし、第六条の二を第六条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第二十条第七項の金額）

第六条の二　法第二十条第七項の政令で定める金額は、五百万円とする。ただし、同項に規定する発注者が建設業者と締結した請負契約に係る建設工事が建築一式工事である場合においては、千五百万円とする。

附　則

この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月十二日）から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百八十号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二号ロ中「七千百円」を「七千三百円」に改め、同号ハ中「一万二千九百円」を「一万三千五百円」に改め、同号ニ中「一万八千七百円」を「一万九千七百円」に改め、同号ホ中「二万四千四百円」を「二万五千九百円」に改め、同号ヘ中「二万八千円」を「三万二千三百円」に改め、同号ト中「三万千六百円」を「三万八千七百円」に改める。